

セカンドオピニオン外来のご案内

1 セカンドオピニオンとは

- (1) 診断や治療方針の説明を受けたがどうしたら良いか悩んでいるとき、また他に治療法はないか、このような場合に主治医以外の医師の中立的な立場での意見（第2の意見）を聞いて、ご自身で納得して治療を選択し受けるための参考にすることをいいます。セカンドオピニオン外来では、当院への転院をお勧めすることはありません。当院への転院をご希望される場合にはセカンドオピニオン外来の対象にはなりません。当院の一般外来を受診してください。

2 相談内容は

- (1) 患者さんの治療・診断に関することに限ります。
- (2) 医療訴訟・医療費に関する相談には応じられません。また治療・検査等の医療行為は行いませんので、予めご了承ください。

3 相談にかかる費用は

- (1) 健康保険の適用にはなりません。相談者の全額自己負担となります。
- (2) 最初の30分まで 10,800円(税込み)
以後30分毎に5,400円(税込み)が加算されます。

4 相談に必要なものは

- (1) 現在診療を受けている医療機関の紹介状（情報提供書）と相談に必要な検査資料（レントゲンフィルムのコピー等）、また可能であればカルテのコピーをご持参ください。
- (2) セカンドオピニオン外来申込書（下記の地域医療総合連携室へご請求ください。）
- (3) 相談者をご家族のみの場合は相談同意書もご持参ください。

5 相談を受けられる方は

- (1) 患者さんご本人およびご家族の方です。
- (2) ご家族のみでお受けになる場合は、患者さんの同意が必要です。（同意書をお出しいただく事になります。）

6 担当医師は

- (1) 疾病に応じた専門医師が対応させていただきます。
- (2) がんにつきましても、主要5部位（肺、胃、大腸、乳房、肝臓）をはじめ分野ごとの専門医師が対応させていただきます。

7 相談日等は

- (1) 予約制になっていますので、電話でのお申込みをお願いいたします。
- (2) 受付担当がお話を伺い、お受けできる場合は相談予約日の調整、申込み方法の説明等をさせていただきます。
- (3) 受付窓口は飯田市立病院 地域医療総合連携室です。
- (4) 受付時間：平日 8時30分～17時15分

〒395-8502

長野県飯田市八幡町438番地

TEL：0265-21-1255（内線2213）

FAX：0265-21-1229